



平成 29 年 7 月 21 日

各 位

会社名 株式会社 博報堂DYホールディングス
代表者名 代表取締役社長 戸田 裕一
(コード番号: 2433 東証第一部)
問合せ先 I R 部長 八木 聡
(TEL 03-6441-9033)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

| | |
|---------------------------------------|--|
| (1) 払 込 期 日 | 平成 29 年 8 月 16 日 |
| (2) 発行する株式の種類 及 び 数 | 当社普通株式 195,886 株 |
| (3) 発 行 価 額 | 1 株につき 1,578 円 |
| (4) 発行価額の総額 | 309,108,108 円 |
| (5) 募集又は割当方法 | 特定譲渡制限付株式を割り当てる方法による。 |
| (6) 出資の履行方法 | 金銭報酬債権の現物出資による。 |
| (7) 割当ての対象者及び その人数並びに割り 当てる株式の数 | 当社の取締役(※) 7名 39,357株 当社の執行役員 2名 7,605株 当社子会社の取締役 15名 86,886株 当社子会社の執行役員 22名 62,038株 ※社外取締役を除く。 |
| (8) そ の 他 | 本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。 |

2. 募集の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、株主の皆様とのより一層の価値共有及び当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、また、平成 29 年 6 月 29 日開催の当社第 14 期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役（社外取締役を除く）について年額 200 百万円以内として設定すること及び取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 550,000 株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とすることにつき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会決議により、当社の第 15 期事業年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）並びに当社子会社である株式会社博報堂の第 139 期事業年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）及び株式会社博報堂DYメディアパートナーズの第 15 期事業年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）の報酬として、当社の取締役 7 名（社外取締役を除く）及び執行役員 2 名並びに当社子会社の取締役 15 名及び執行役員 22 名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権 309,108,108 円を支給し、

割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 195,886 株を割り当てることを決議いたしました。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。当該金銭報酬債権の額は、各割当対象者の役位に応じた報酬をベースに決定した金銭報酬債権額の総和です。また、譲渡制限期間については、取締役・執行役員として在任している期間を通じて、業績及び企業価値向上のインセンティブとして機能し、株主の皆様との価値意識の共有を推進し、その効果を持続させるため、30年間としております。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

平成 29 年 8 月 16 日～平成 59 年 8 月 15 日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該譲渡制限付株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、期間満了時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除するものいたします。なお、譲渡制限を解除する本割当株式の数は、当該退任の時点において当該割当対象者が保有する本割当株式の数に、当該割当対象者の本割当株式の払込期日から当該退任の時点までの役務提供の月数（1カ月に満たない期間は切り上げるものとする）を本割当株式が対象としている役務提供期間の月数で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。）といたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式のうち、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は上記の定めに基づき当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（平成 29 年 7 月 20 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,578 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社普通株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間（平成 29 年 6 月 21 日から平成 29 年 7 月 20 日まで）の終値単純平均値である 1,500 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は 5.20%（小数点以下第 3 位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同直前営業日までの 3 か月間（平成 29 年 4 月 21 日から平成 29 年 7 月 20 日まで）の終値単純平均値である 1,466 円からの乖離率は 7.64%、及び同直前営業日までの 6 か月間（平成 29 年 1 月 21 日から平成 29 年 7 月 20 日まで）の終値単純平均値である 1,410 円からの乖離率は 11.91%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

以 上